

特許権	判決年月日	平成30年11月26日	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(ネ)第10055号	
○ 発明の名称を「連続貝係止具とロール状連続貝係止具」とする発明についての特許権に基づく侵害差止等請求につき、当該発明は新規性を欠くものであるとして、原判決を取り消し、差止等請求を棄却した事例。			

(事件類型) 特許権侵害差止等 (結論) 原判決取消, 請求棄却

(関連条文) 特許法100条1条, 2条

(関連する権利番号等) 特許第4802252号

### 判 決 要 旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人らが被告各製品を製造、販売等をする行為は、本件特許権を侵害する行為であると主張して、控訴人らに対し、特許法100条1項及び2項に基づく被告各製品の製造、販売等の差止め及び同製品の廃棄を求めた事案である。

2 原判決(東京地方裁判所平成28年(ワ)第20818号・平成29年4月19日判決)は、被告各製品は、本件発明の技術的範囲に属すると判断した上、本件特許に無効事由は認められないとして、被控訴人の請求を認容した。

3 本判決は、控訴審で主張された本件特許に係る新規性欠如の主張につき、時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立てを却下した上、以下のとおり、当該主張を認め、原判決を取り消し、請求を棄却した。

(1) 控訴人らは、被控訴人外1名を原告、控訴人ら外3名を被告とする商標権侵害差止等請求事件において、当該事件の原告訴訟代理人が平成19年5月22日に東京地方裁判所に証拠として提出した書面及び証拠説明書を、その頃受領した。

当該書面は、控訴人の一人が、被控訴人の顧客であった者に交付したものを、平成19年5月22日までに、被控訴人が入手し、上記控訴人が、被控訴人の得意先へ営業した事実を裏付ける証拠であるとして、上記事件において、提出したものであると認められる。

(2) 当該書面の記載内容からすると、これと同じ書面が、平成18年5月20日以前に、上記控訴人により、ホタテ養殖業者等の相当数の見込み客に配布されていたことを推認することができる。

(3) 前記の配布されていた書面には、5本の「つりピン」が中央付近においてそれぞれハの字型の1対の突起を有するとともに、そのハの字型の間の部分を2本の直線状の部分が連通する形で連結された形状のものが添付されていたと認められる。

(4) 前記(3)の5本の「つりピン」が連結された形状のものは、形状については、本件発明1の構成要件にある形状をすべて充足する。そして、その材質は、樹脂であり、「つりピンロール」とされていることから、ロール状に巻き取られるものであり、その連結材は、ロール状に巻き取られることが可能な可撓性を備えているものと認められる。

したがって、上記「つりピン」は、本件発明1の構成要件を、すべて充足すると認められる。

また、上記の「つりピン」は、ロープ止め突起の先端と連結部材とが極めて近接した位置にあり、2本のロープ止め突起の先端の間隔よりも一定程度狭い縦ロープとの関係では、2本の可撓性連結材の間隔が、貝係止具が差し込まれる縦ロープの直径よりも広くなるから、本件発明2の構成要件も充足すると認められる。

さらに、上記の「つりピン」が、ロール状に巻き取られるものであることは、上記のとおりであるから、上記の「つりピン」は、本件発明3の構成要件も充足すると認められる。

(5) したがって、本件発明1～3は、本件特許が出願されたとみなされる日である平成18年5月24日より前に日本国内において公然知られた発明であったということができないから、新規性を欠き、特許を受けることができない。